

夕張市財政再生計画の変更 (平成26年3月)の概要

- 昨年12月17日に夕張市の財政再生計画の変更に同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額並びに歳入歳出年次総合計画のうち平成25年度から平成41年度までの各年度分の歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

I 財政再生計画の歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

平成25年度

(1) プトマチャンベツ川河川対策事業(+95百万円)

降雨及び融雪による大量の河川水及び土砂が流入したことにより河川上流域に池が形成され、その池から水が溢れ下流域にまで被害を及ぼしたため、上流域に係る災害復旧工事に併せ、下流域に係る復旧対策工事を実施するもの。

(財源) 国支出金72百万円、地方債20百万円、一般財源2百万円

(2) 夕張市子ども・文化振興基金積立金(+80百万円)

雪の重みによる美術館の屋根崩落に対する指定管理者からの損害賠償金を、美術館の損失により大きく後退した文化振興に係る事業に活用するため、「夕張市子ども・文化振興基金」に積立てを行うもの。

(財源) 損害賠償金収入80百万円

(3) 臨時福祉給付金給付事業(+52百万円)

平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、低所得者対策として、市町村民税(均等割)が課税されていない者に対し臨時福祉給付金を給付するもの。

(財源) 国支出金52百万円

※ 変更に必要な一般財源については、財政調整基金繰入金等により対応するため、財政再生計画の主要部分である計画期間等への影響はない。

平成26年度

(1) 消防救急デジタル無線整備（＋371百万円）

消防救急無線のアナログ周波数の使用期限が平成28年5月までと定められているため、消防救急無線をデジタル方式へ移行するための本体工事を実施するもの。

（財源）国支出金169百万円、地方債202百万円

(2) 汚泥再生処理センター建設工事（し尿処理場建設）（＋228百万円）

建設事業計画の見直しに伴い、事業の実施時期が変更されており、平成26年度実施の本工事に係る事業費を増額するもの。

（財源）国支出金18百万円、地方債264百万円、一般財源▲54百万円

(3) 財政再生計画調整基金積立（＋760百万円）〔H26～H41〕

後年度の実施事業や元利償還金に必要な一般財源について所要額が確保されていることを明確化するため、財政調整基金から振り替えて、財政再生計画調整基金に積立てを行うもの。

（財源）一般財源760百万円

※ 変更が必要となる一般財源については、財政調整基金繰入金等により対応するため、財政再生計画の主要部分である計画期間等への影響はない。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

平成25年度

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋399百万円）、繰入金の減（▲176百万円）、地方債の減（▲157百万円）、損害賠償金の増（＋85百万円）、その他の増（＋32百万円）により182百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋13百万円）、物件費の増（＋6百万円）、維持補修費の増（＋23百万円）、扶助費の増（＋40百万円）、建設事業費の減（▲73百万円）、繰出金の増（＋1百万円）、積立金の増（＋113百万円）、その他の増（＋59百万円）により182百万円の増

平成26年度

(1) 歳入

地方税の増（＋9百万円）、地方譲与税の減（▲9百万円）、地方交付税の減（▲253百万円）、国・道支出金の増（＋398百万円）、繰入金の増（＋954百万円）、地方債の増（＋778百万円）、その他の減（▲7百万円）により1,870百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋47百万円）、物件費の増（＋121百万円）、維持補修費の増（＋45百万円）、扶助費の増（＋206百万円）、建設事業費の増（＋628百万円）、公債費の減（▲29百万円）、繰出金の増（＋12百万円）、積立金の増（＋763百万円）、その他の増（＋78百万円）により1,870百万円の増

【診療所事業会計】

平成26年度

(1) 歳入

繰入金の増などにより2百万円の増

(2) 歳出

補助費等の増により2百万円の増

Ⅱ 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額の変更

平成２６年度より期末勤勉手当の算出基礎を削減後の給料月額から削減前の給料月額とすること及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成２６年４月より個人市民税均等割の税額を改正することから、計画本文の変更を行う。

<第４ 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額>

【変更前】

１ 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

（１）人件費

（略）

イ 一般職給与の削減

（略）

- ・ 期末勤勉手当については、削減後の給料月額を算出基礎とし、支給月額を１月削減、役職加算は凍結する。

（略）

５ 超過課税又は法定外普通税による地方税の増収計画

（略）

個人市民税均等割 ３，５００円

（略）

【変更後】

１ 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

（１）人件費

（略）

イ 一般職給与の削減

（略）

- ・ 期末勤勉手当については、支給月額を１月削減、役職加算は凍結する。

（略）

５ 超過課税又は法定外普通税による地方税の増収計画

（略）

個人市民税均等割 ４，０００円

（略）